

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

104	Y-HEART計画基盤整備事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>実施区域周辺の生態系への影響を極力軽減し、連続した自然環境の保全や創出に十分配慮すること。</p> <p>創出する緑地、止水域等の自然環境の維持のため、保全する緑地も含め、供用開始後の維持管理計画を綿密に策定すること。</p> <p>建設機械の稼働による排気ガス、降雨時の濁水発生等、工事中における周辺地域の環境への影響を低減するように配慮すること。</p>	<p>本工事实施にあたっては土工事による地形改変を行うものの、実施区域周辺の生態系への影響を極力軽減するため、緑地の保全・復元を行うとともに、実施区域の谷戸部が元来有していた多様性のある水辺環境の保全・創出に努める。</p> <p>緑地については、評価書案において記載した実施区域北東部の谷戸部一帯の自然緑地をまとめて公園・緑地として保全する計画に加え、民間系緑地としていた稜線緑道周辺部についても、横須賀市に移管する公共緑地にする計画とする。</p> <p>止水域については、調整池を兼ねた親水公園において、止水域環境を創出する計画であり、供用開始後に維持管理を横須賀市に移管する予定であるが、移管後の維持管理の方法について、横須賀市へ提案・協議を行い、維持管理マニュアルを作成するなど、移管後の維持管理計画に反映されるよう働きかける。</p> <p>本事業の建設工事の実施にあたっては、原則として国土交通省の指定した「排出ガス対策型建設機械」を使用することとし、施工業者との工事契約条件にこれらの機械を使用することを含める。</p> <p>工事車両を運行させる業者やその運転手に対しては、最新の排出ガス適合車の使用、過積載の禁止、アイドリングストップの実施、急発進・急停車運転の禁止、車両の集中等を回避できる運行計画とその確実な実行等を指導する。</p> <p>工事中の濁水対策として、工事に先立ち、仮防災工事を行う。</p>
水質汚濁（造成工事中における濁水対策）	<p>集水域ごとに設ける仮設沈砂池は、60mm/日の降雨に対応する濁水を全量貯留する計画としているが、日降雨量の設定根拠の妥当性を明らかにするとともに、想定される連続降雨量も考慮して仮設沈砂池の容量を検討すること。</p> <p>造成工事中の濁水対策は、濁水の管理基準値及び濁水濃度の把握方法を含めた適切な管理方法を検討すること。</p> <p>また、多降雨時における濁水の緊急的な対策として使用を計画している凝集剤の種類、使用量及び投入の方法を明らかにすること。</p>	<p>過去10年間における連続降雨量による階級別出現回数及び頻度の整理結果から、連続降雨量データを1年間に換算すると、年間約93回の降雨のうち60mm以上の降雨は約5回発生することが推定され、一方、日降雨量データを1年間に換算した場合には、年間約117回の降雨のうち60mm以上の降雨は約4回発生することが推定されるため、連続降雨量の場合と大きな相違はないものと考えられる。</p> <p>造成工事期間中に日雨量60mmに近づいた場合は造成区域内を定期的に巡回パトロールする。この時に携帯用濁度計を用いて仮設調整池の流末水路放流口の濁度を測定し、SS濃度に換算して70mg/Lを超過する恐れがある場合には、凝集剤の使用により、土砂の沈降を促す計画である。また、凝集剤の種類については、無機系の凝集剤を使用する予定であり、具体的な方法等については、工事施工計画を立案し決定する。</p>
水質汚濁（濁水予測）	<p>本件事業は、横須賀流通業務拠点基盤整備事業からの建設発生土を利用する計画としており、当該環境影響予測評価書案に示された複数箇所の建設発生土の沈降試験結果のうち1箇所の結果（7時間で30mg/L）を用いているが、他の箇所の結果も併せて濁水予測を実施すること。</p>	<p>横須賀流通業務拠点基盤整備事業からの建設発生土の詳細な運土計画については現時点では未定なため、両試料による沈降試験結果を用いることとした結果、仮設沈砂池により7時間以上滞留させた後に排水される濁水のSS濃度は30～90mg/L程度になると予測される。</p>

廃棄物・発生土	<p>眺望公園を計画している付近は、横須賀市の災害復旧事業により、過去に廃棄物が埋め立てられていることから、事業実施の際には当該部分のより詳細な地質調査や土壌分析等を行うなど、細心の注意を払うこと。</p> <p>また、廃棄物が排出された場合は、その処理方法等についても適正に対処すること。</p>	<p>眺望公園の設置が計画されている箇所4地点においてボーリング追加調査を実施したところ、土壌汚染の可能性のある土壌の分類は確認されなかった。</p> <p>従って、過去に埋め立てられた埋土による土壌汚染はなく、廃棄物が掘り出されることはないと考えられるが、仮に掘り出された場合には、建設廃材は可能な限り実施区域内で再利用を図り、他のものは適正な処理を行う。</p>
植物・動物・生態系	<p>造成予定場所で確認された注目すべき植物種は、保全する自然緑地内に残存する同種の各個体周辺に移植するとしているが、その残存局所集団に影響を与えないよう、移植の場所、方法等を検討した上で実施すること。</p> <p>また、移植後はモニタリングを実施した上で、その結果によっては適切な対応を図ること。</p>	<p>移植場所としては、移植対象種の分布特性を勘案して移植先の局所集団への影響を与えないよう検討し、造成外の自然緑地内に残存する同種が生育する場所とする。</p> <p>移植個体については、移植に際して移植場所、状況を記録する。また、工事完了後の事後調査に加え、工事中においても移植後から生育状況等の監視を実施し、枯死等による消滅が生じないように留意する。</p>
安全 (交通)	<p>一般交通の将来交通量については、回帰式から、その伸びは減少傾向と判断しているが、横須賀市内全域における交通量の動向等も加味した上で、適切な方法を用いて、将来交通量を設定し直すこと。</p>	<p>平成11年データによる追加検証、横須賀市全域における交通量の状況、経済状況の把握の観点から、一般交通の将来交通量の再設定には平成2年の交通量を最大値として予測に採用することが妥当と考える。よって、平成9年の交通量現地調査データを基に平成2年と平成9年のデータを比較した比率を一般交通量の将来交通量の再設定に用いることとした。</p>
事後調査	<p>植物・動物・生態系の事後調査地点については、公園・緑地計画を基に選定するとしているが、植物・動物・水生生物（魚類、底生生物）ごとにその調査地点を具体的に明らかにすること。</p>	<p>植物・動物・生態系の事後調査は、基本的には、現況保全される部分については現地調査を実施した地点とした。また、造成部分については、生態系ユニットごとに予測した内容が検証できる地点を選定することにし、公園・緑地計画により整備された緑地の生育状況やそれに伴う動物の生息状況の変化が把握できる地点を主に選定することとした。</p>
その他	<p>(1) 工事中における配慮について 建設機械の稼働及び工事用車両等の運行に伴う排気ガスが周辺地域の環境へ与える影響を低減させるための配慮をすること。</p> <p>(2) 止水域の保全について 実施区域内北部において、谷戸部に残る湿地を中心とした生態系や森林機能を保全するとしているが、そのほかにミティゲーション（環境影響緩和）の観点から止水域の保全を検討すること。</p> <p>(3) 緑化計画等について 民間系用地における施設内緑地は、用途・敷地規模に応じて緑化するとしているが、緑化を行う際の基本方針、区域、割合及びその担保措置を明らかにすること。 また、中央稜線緑道は、動物相の移動経路として位置づけていることから、その幅、連続性をより一層確保するよう検討すること。</p>	<p>バックホウ、ブルドーザ等の建設機械は、原則的に国土交通省の指定した「排出ガス対策型建設機械」を使用することとする。</p> <p>また、工事用車両を運行させる業者やその運転手に対しては、最新の排出ガス規制適合車の使用、過積載の禁止、アイドリングストップの実施、急発進・急停車運転の禁止、車両の集中等を回避できる運行計画の立案とその確実な実行等を指導する。</p> <p>ミティゲーションの回避の観点から、水辺環境を中心とした生態系の保全に着目し、再検討した結果、実施区域内の2箇所の止水域のうち、実施区域内南部のため池を保全することとした。</p> <p>また、ため池への人為的影響を最小限にするため、ピクニック公園と接する部分において植栽を施し、公園利用者がため池に立ち入らないよう対策を施す計画を考えている。</p> <p>民間系用地は都市緑地保全法に基づく緑地協定によって、担保する計画である。各施設の緑地率は、研究・研修施設、地域支援センター等は対象敷地面積の7%、住居施設は20%と計画している。</p> <p>中央稜線緑道周辺の緑地を横須賀市に移管することとし、現況以上の最低30m（緑道部6mを含む）の緑地幅及び連続性を将来にわたり確保する計画である。なお、本緑道には、自然緑地との連続性と周辺景観との一体性を重視し、動物の移動経路となるように植栽を施す計画である。</p>

(4) 親水公園の整備内容等について

実施区域内に整備される調整池には、常時水域を確保し、親水公園として利用を図るとしているが、その整備内容を明らかにするとともに、水量の確保の方法を含めた維持、管理計画等を策定すること。また、止水域及び湿性域の保全策等を明らかにすること。

本事業では実施区域内北東部の谷戸内に、新たに調整池を兼ねた親水公園を計画しており、三浦縦貫道路より東側は生態系観察域として常時水域を確保し、西側は生態系保全域として現況保全をする。

親水公園内の常時水域の水量は、現況保全する3本の沢の表流水及び浸出水を導き確保する。

また、移管前に横須賀市と協議を行い、維持・管理マニュアルを作成し、移管後の維持・管理に反映されるよう努める。

親水公園は調整池を兼ねているが、沢奥におけるトウキョウサンショウウオの生息環境は調整池のH.W.Lまで雨水が溜まった場合でも、その影響を受けず、生息環境は確保され则认为る。